

南九州市告示第86号

南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱及び南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月30日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱及び南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱の一部改正)

第1条 南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険の被保険者の健康の増進を図ることを目的とし、人間ドック、がんドック及び脳ドック（以下「人間ドック等」という。）の受診に要する経費に対し、予算の範囲内において南九州市国民健康保険人間ドック等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項第1号中「被保険者」の次に「（以下「被保険者」という。）」を加える。

第5条の見出し中「交付の決定」を「交付決定」に改める。

第7条の見出しを「（補助金の請求及び受領の委任）」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用券の交付を受けた利用者は、利用券を委託医療機関等に提出することにより、補助金の請求及び受領について当該委託医療機関等の長に委任することができる。

第7条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による委任を受けた委託医療機関等の長が補助金の交付を請求しようとするときは、利用券、受診者名簿及び検査結果に関する書面を市長に提出しなければならない。

第8条中「前条」を「前2条」に改める。

第9条の見出しを「（補助金の実績報告及び額の確定）」に改め、同条第1項中「第6条」の次に「及び第7条」を加え、「南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、その全部を返還させるものとする。  
第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

南九州市長 様

申請者住所  
氏名

年度 国民健康保険人間ドック等補助金交付申請書

下記のとおり人間ドック等を受診したいので補助金を交付くださるよう申請します。

記

1 人間ドック等申込内容			宛名番号	
被保険者記号番号		資格取得年月日	年	月 日
世帯主				
利用者				続柄
	生年月日	年 月 日	歳	
受診内容	人間ドック等の種類			
	医療機関名			
	受診予定年月日			
振込先口座（利用者の口座）				
金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義人
			債権者番号	

2 健診結果の情報提供

私は、上記医療機関で受診した人間ドック等の診療結果を情報提供することに同意します。

氏名

第 号  
年 月 日

様

南九州市長

国民健康保険人間ドック等補助金交付決定通知書

下記のとおり 年 月 日付けで申請のあった 年度国民健康保険人間ドック等補助金交付申請について決定したので通知します。

記

1 人間ドック等の種類

2 受診医療機関等の名称

3 受診予定日

4 補助金交付決定額

5 交付条件

- (1) 人間ドック等の検査項目が南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱別表に掲げる検査項目を含んでいること。
- (2) 人間ドック等の受診日において、補助対象者であること。
- (3) 補助金の交付を請求するときは、請求書（第4号様式）に検査結果書、領収書及び質問票を添えて市長に提出すること。

6 その他

- (1) 実際に支払った人間ドック等費用の額が、別表補助金の額欄に掲げる金額に満たないときは、人間ドック等費用の額を補助金交付決定額とします。

第3号様式（第5条関係）

南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付決定通知書兼受診利用券

病 院 名	
利 用 期 限	
被 保 険 者 番 号	
利 用 者 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
補 助 金 の 額	

※ 実際に支払う人間ドック等の費用の額が、別表補助金の額欄に掲げる金額に満たないときは、人間ドック等費用の額を補助金決定額とする。

受診の条件等

- 1 人間ドック等の検査項目は南九州市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱別表に掲げるものであること。
- 2 人間ドック等の受診日において補助対象者であること。
- 3 人間ドック等を受診するときは、この利用券を受診する委託医療機関等に必ず提出し、受診後は自己負担額を委託医療機関等へ支払うこと。
- 4 委託医療機関等に対して補助金の請求及び受領を委任すること。

上記被保険者の人間ドック等の利用について、補助金を交付することに決定した。

年 月 日

南九州市長



上記のとおり人間ドック等による検査を受診しましたので、補助金の請求及び受領を委託医療機関等に委任します。また、特定健診・特定保健指導の実施のために健診結果を市へ提供することに同意します。

年 月 日

受診者の氏名

上記被保険者について、人間ドック等による検査を実施したことを証明し、補助金の請求及び受領を委任されることに同意する。

年 月 日

委託医療機関等

(南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱の一部改正)

第2条 南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱（平成26年南九州市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、南九州市後期高齢者医療に関する条例(平成20年南九州市条例第12号)第3条に規定する被保険者(以下「被保険者」という。)の健康の増進を図ることを目的とし、人間ドック、がんドック及び脳ドック(以下「人間ドック等」という。)の受診に要する経費に対し、予算の範囲内において南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第5条の見出し中「交付の決定」を「交付決定」に改める。

第7条の見出しを「(補助金の請求及び受領の委任)」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用券の交付を受けた利用者は、利用券を委託医療機関等に提出することにより、補助金の請求及び受領について当該委託医療機関等の長に委任することができる。

第7条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定による委任を受けた委託医療機関等の長が補助金の交付を請求しようとするときは、利用券、受診者名簿及び検査結果に関する書面を市長に提出しなければならない。

第9条の見出しを「(補助金の実績報告及び額の確定)」に改め、同条第1項中「第6条」の次に「及び第7条」を加え、「南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。)」を「規則」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、その全部を返還させるものとする。

第1号様式から第3号様式まで次のように改める。

南九州市長 様

申請者住所  
氏名

年度 後期高齢者医療人間ドック等補助金交付申請書

下記のとおり人間ドック等を受診したいので補助金を交付くださるよう申請します。

記

1 人間ドック等申込内容		個人番号		
被保険者番号				
利用者				
	生年月日	年 月 日	歳	
受診内容	人間ドック等の種類			
	医療機関名			
	受診予定年月日			
振込先口座（利用者の口座）				
金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義人
			債権者番号	

2 健診結果の情報提供

私は、上記医療機関で受診した人間ドック等の診療結果を情報提供することに同意します。

氏名

第 号  
年 月 日

様

南九州市長

後期高齢者医療人間ドック等補助金交付決定通知書

下記のとおり 年 月 日付けで申請のあった 年度後期高齢者医療人間ドック等補助金交付申請について、決定したので通知します。

記

- 1 人間ドック等の種類
- 2 受診医療機関等の名称
- 3 受診予定日
- 4 補助金交付決定額
- 5 交付条件
  - (1) 人間ドック等の検査項目が南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱別表に掲げる検査項目を概ね含んでいること。
  - (2) 人間ドック等の受診日において、補助対象者であること。
  - (3) 補助金の交付を請求するときは、請求書（第4号様式）に検査結果書及び領収書を添えて市長に提出すること。
- 6 その他
  - (1) 実際に支払った人間ドック等費用の額が、別表補助金の額欄に掲げる金額に満たないときは、人間ドック等費用の額を補助金交付決定額とします。

第3号様式（第5条関係）

南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付決定通知書兼受診利用券

病 院 名	
利 用 期 限	
被 保 険 者 番 号	
利 用 者 氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
補 助 金 の 額	

※ 実際に支払う人間ドック等の費用の額が、別表補助金の額欄に掲げる金額に満たないときは、人間ドック等費用の額を補助金決定額とする。

受診の条件等

- 1 人間ドック等の検査項目は南九州市後期高齢者医療人間ドック等補助金交付要綱別表に掲げるものであること。
- 2 人間ドック等の受診日において補助対象者であること。
- 3 人間ドック等を受診するときは、この利用券を受診する委託医療機関等に必ず提出し、受診後は自己負担額を委託医療機関等へ支払うこと。
- 4 委託医療機関等に対して補助金の請求及び受領を委任すること。

上記被保険者の人間ドック等の利用について、補助金を交付することに決定した。

年 月 日

南九州市長



上記のとおり人間ドック等による検査を受診しましたので、補助金の請求及び受領を委託医療機関等に委任します。また、長寿健診・保健指導の実施のために健診結果を市へ提供することに同意します。

年 月 日

受診者の氏名

上記被保険者について、人間ドック等による検査を実施したことを証明し、補助金の請求及び受領を委任されることに同意する。

年 月 日

委託医療機関等

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。